第三十条の見出し中「第十四条第二項第二号」を「第十三条第二項第二号」に改め、同条の表以外の部分中「第十四条第二項第二号」を「第十三条第二項第二号」に改め、同条の表一の項第二欄中「被保険者期間」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）」を加え、同条を第三十一条とし、第六章第二節第二款中同条の前に次の一条を加える。

（老齢基礎年金の振替加算等の額の計算の特例に関する経過措置）

第三十条　平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者の配偶者が法第十条第二項の規定により老齢基礎年金の振替加算等の受給権を有することとなるときは、法第十三条第一項第一号の期間比率は、同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）、旧地方公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間とを合算して得た厚生年金保険の被保険者期間とする。）の月数を、二百四十で除して得た率とする。

第三十二条（見出しを含む。）中「第十四条第二項第三号イ」を「第十三条第二項第三号イ」に改める。

第三十三条の見出し中「第十四条第二項第三号イ(1)」を「第十三条第二項第三号イ(1)」に、「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条中「第十四条第二項第三号イ(1)」を「第十三条第二項第三号イ(1)」に、「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に、「障害給付」を「障害厚生年金」に改め、同条第一号中「厚生年金保険の被保険者期間（当該厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間（当該第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第二号から第四号までを次のように改める。

二　第二号厚生年金被保険者期間

三　第三号厚生年金被保険者期間

四　第四号厚生年金被保険者期間

第三十四条（見出しを含む。）及び第三十五条（見出しを含む。）中「第十四条第二項第三号ロ」を「第十三条第二項第三号ロ」に改める。

第三十六条の見出し及び同条第一項を削り、同条第二項中「第十五条（前項において準用する場合を含む。）」を「第十四条」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる年金たる給付

イ　老齢厚生年金（第二十三条に規定する相手国期間の月数と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数（当該老齢厚生年金の受給権者が二以上の種別の被保険者であった期間を有する者である場合にあっては、その者の二以上の被保険者の種別（法第三十五条に規定する被保険者の種別をいう。以下同じ。）に係る被保険者であった期間に係る被保険者期間を合算し、厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間（以下「一の期間」という。）のみを有するものとみなした場合における当該被保険者期間の月数とする。以下この条において同じ。）とを合算した月数が二百四十以上であるものに限る。）

ロ　次に掲げる退職共済年金

(1)　平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち退職共済年金（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）第九条の規定による改正前のこの政令（以下「平成二十七年整備政令改正前協定実施特例政令」という。）第二十三条の表二の項の第二欄に規定する相手国期間の月数と当該退職共済年金の年金額の算定の基礎となる旧国家公務員共済組合員期間の月数とを合算した月数が二百四十以上であるものに限る。）

(2)　平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年整備政令改正前協定実施特例政令第二十三条の表三の項の第二欄に規定する相手国期間の月数と当該退職共済年金の年金額の算定の基礎となる旧地方公務員共済組合員期間の月数とを合算した月数が二百四十以上であるものに限る。）

(3)　平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち退職共済年金（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年整備政令改正前協定実施特例政令第二十三条の表四の項の第二欄に規定する相手国期間の月数と当該退職共済年金の年金額の算定の基礎となる旧私立学校教職員共済加入者期間の月数とを合算した月数が二百四十以上であるものに限る。）

ハ　次に掲げる平成二十四年一元化法による退職共済年金

(1)　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年整備政令改正前協定実施特例政令第二十三条の表二の項の第二欄に規定する相手国期間の月数と当該退職共済年金の年金額の計算の基礎となる平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する国共済組合員等期間の月数（当該退職共済年金の受給権者が二以上の種別の被保険者であった期間を有する者である場合にあっては、その者の当該国共済組合員等期間の月数と老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数）とを合算した月数が二百四十以上であるものに限る。）

(2)　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年整備政令改正前協定実施特例政令第二十三条の表三の項の第二欄に規定する相手国期間の月数と当該退職共済年金の年金額の計算の基礎となる平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間の月数（当該退職共済年金の受給権者が二以上の種別の被保険者であった期間を有する者である場合にあっては、その者の当該地共済組合員等期間の月数と老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数）とを合算した月数が二百四十以上であるものに限る。）

ニ　移行退職共済年金（昭和三十四年一月以後のドイツ保険料納付期間（当該移行退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後（当該移行退職共済年金が廃止前農林共済法第三十七条第三項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては、当該移行退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した月以後）におけるもの及び当該移行退職共済年金の額の計算の基礎となっている月に係るものを除く。）の月数と当該移行退職共済年金の額の計算の基礎となる旧農林共済組合員期間の月数とを合算した月数が二百四十以上であるものに限る。）

第三十六条第二項第三号を次のように改める。

三　次に掲げる昭和六十一年経過措置政令第二十六条各号に掲げる退職共済年金

イ　平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち退職共済年金（次に掲げる規定（これらの規定を国共済施行法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。）により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前国共済法によるものに限る。）

(1)　国共済施行法第八条第一号

(2)　国共済施行法第九条

ロ　平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金（次に掲げる規定の適用を受けることにより支給されるものに限る。）

(1)　地共済施行法第八条第一項

(2)　地共済施行法第八条第二項又は第十条第一項から第三項まで（これらの規定を地共済施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）